

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第三部 労働政策

IV 賃金政策

3 失業対策事業の賃金

失業対策事業の賃金は、労働大臣が失業対策事業賃金審議会の意見を聴いて定める制度となっている。一九八〇年度の賃金について、同審議会(大河内一男会長)は、八〇年三月一四日、労働大臣に答申をおこなった。答申は、一九七六年の「失業対策調査研究報告」の考え方に沿ったもので、前年度同様の賃金の決め方で、賃金表の構成(甲三区分、乙五区分)、地域単位(市町村の区域による)、賃金額の決定(一時間当たりによる。乙賃金表では民間準拠、甲賃金表では民間を参照し実態を考慮)などについて述べている。

この答申により賃金が決められたが、その水準は予算上、一日当たり(一日の時間数は六時間および七時間の就労者ウェイトによる平均)、三三八八円で、前年度の三一四二円六七銭に比較し七八%の引上げとなった。制度の近況および賃金の推移は本年鑑第50集を参照。

【参考資料】(1)『人事院月報』、(2)『賃金実務』、(3)『賃金と社会保障』、(4)『季刊フォーラム』二一号

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)